

質問回答書

質問回答 HP 掲載締切:2023 年 4 月 3 日

「(案件名)タンザニア国品質・生産性向上(カイゼン)による製造業企業強化プロジェクト・フェーズ 3」
(公示日:2023 年 3 月 15 日/調達管理番号:22a00959)について、質問と回答は以下の通りです。

1	p.2 「4. 担当部署・日程等 (3) 日程」	企画競争説明書の日程のうち、「5.本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日」及び「7.評価結果の通知日」の 2 点を以下のとおり変更しますのでご確認ください。 <table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>項目</th><th>期限日時</th></tr></thead><tbody><tr><td>5</td><td>本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日</td><td>変更前: 2023年4月7日 12時 変更後: 2023年4月14日 12時</td></tr><tr><td>7</td><td>評価結果の通知日</td><td>変更前: 2023年4月20日 変更後: 2023年4月25日</td></tr></tbody></table>	No.	項目	期限日時	5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	変更前: 2023年4月7日 12時 変更後: 2023年4月14日 12時	7	評価結果の通知日	変更前: 2023年4月20日 変更後: 2023年4月25日
No.	項目	期限日時									
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	変更前: 2023年4月7日 12時 変更後: 2023年4月14日 12時									
7	評価結果の通知日	変更前: 2023年4月20日 変更後: 2023年4月25日									
2023 年 3 月 22 日 掲載済											
2	p.20 「(4)インパクト評価の実施」	Footnote18 に「社会にもたらした変化(インパクト)を精緻に測定する評価方法」との記載がありますが、本案件で実施するインパクト評価とは、公共事業によるインパクトの評価を目的とする「社会インパクト評価」を意味しているかと理解してよいでしょうか。 インパクト評価については、以下のリンクのご説明をご参照ください。 インパクト評価 事業評価 事業・プロジェクト - JICA 本案件で実施するインパクト評価は、BDS/カイゼンの実施が中小零細企業にもたらす定量的インパクトを精緻に測定するものです。									

3	p.23「<成果 2>に関する活動 2-1」	BDS/カイゼンの全国普及計画について、「BDS コンサルティングと、先行しているカイゼンコンサルティングを併せて普及させる場合の相乗効果も考慮する」との記載がありますが、これはカイゼンとBDSのコンサルティングを併せて実施しなければならないという意味でしょうか。もしくは、必ずしも併せて実施する必要はなく、場合によってはそれぞれを切り離して実施することも可能と理解して差支えないでしょうか。	BDS/カイゼンの全国普及の相乗効果も考慮していただいた上で、カイゼンとBDSを切り離した方が良いとご判断される場合は、必ずしも併せて実施する必要はなく、それぞれを切り離して実施することも可能です。
4	p.30「第8条 報告書等(1)報告書等」の「プロジェクト事業完了報告書 (Project Completion Report) 補足資料」および「(2) 技術協力作成資料等」	「プロジェクト事業完了報告書 (Project Completion Report) 補足資料」は、どのような資料を想定されていますでしょうか。同ページ「(2) 技術協力作成資料等」に記載の資料は補足資料に含まれるのでしょうか。もしくは、「(2) 技術協力作成資料等」に記載の資料は、プロジェクト事業完了報告書(本体)の添付資料として、製本の対象になりますでしょうか。	「プロジェクト事業完了報告書 (Project Completion Report) 補足資料」は、関係官庁・機関と合意の上で記載する必要がないもの、また機微な情報を含む資料を想定しています。例えば、組織図等では分からない関係官庁・機関間や各官庁・機関内の関係性、活動予算の承認や資金配賦の実態と留意点、実施機関と合意に至っていないプロジェクト効果発現の促進/阻害要因や課題等を想定しています。 「(2) 技術協力作成資料等」に記載の資料は本補足資料には含めません。 「(2) 技術協力作成資料等」に記載の資料は、プロジェクト事業完了報告書(本体)の添付資料として、製本の対象としてご認識ください。
5	p.8 「第2条 プロジェクトの背景」(12行目) p.16 「(6) BDS の定義」(3行目)	BDS の分野として、特記仕様書に「財務管理(P8)」、「会計(P16)」の二つの記述がございます。財務と会計で範囲や専門性が多少異なりますが、本プロジェクトでは「財務・会計」を対	本プロジェクトでは「財務・会計」を対象とします。

		象とするという理解でよろしいでしょうか。	
6	p.9 「(5) 活動の概要 成果 1」	成果 1 は「BDS/カイゼンコンサルティングを提供可能な人材が育成される」とありますが、各活動では「カイゼン」の記載がございません。成果 1 では「BDS プロバイダー」の育成に集中し、「カイゼントレーナー」の育成や再教育は行わないということでしょうか。行う場合は、両者の育成の重みの違いはどの程度でしょうか(例えば、BDS プロバイダー7、カイゼントレーナー 3 など)。また、カイゼントレーナーの「新規」育成は、ザンジバルのみにおいて行うという想定でしょうか。	成果 1 では「BDS プロバイダー」の育成のみを実施し、「カイゼントレーナー」の育成や再教育は実施しません。カイゼントレーナーの「新規」育成は、本プロジェクトの直接の活動ではなく、ザンジバルを含む、タンザニア側実施機関が独自に実施する予定です。
7	p.10 「(5) 活動の概要 活動 3-9」	活動 3-9 の内容に「BDS プロバイダー・カイゼントレーナーの登録システムの維持」という記載がありますが、カウンターパート機関内では BDS プロバイダーの登録システムは確立されていないと推察します(カイゼントレーナー向けは確立済み)。この登録システムの確立支援は業務範囲に含まれるでしょうか。含まれる場合、どの活動で行えばよろしいでしょうか。	BDS プロバイダーの登録システムの確立支援は活動 3-9 として、業務範囲に含まれます。
8	p.11 「(5) 活動の概要 活動 4-4」 p.16 「(9) インパクト評価における役割分担」	活動 4-4 の内容には「支援を実施」、インパクト評価における役割分担では「企業への介入(BDS/カイゼンコンサルティング)」との記載がありますが、この支援・介入を行う主体はどの組織・人材になりますでしょうか。また、成果 2	支援・介入を行う主体は MIIT/TKU、SIDO、CBE、MTID、SMIDA、その他 BDS プロバイダー、カイゼントレーナーを想定しています。 インパクト評価のデザインに拠っては、成果 2 で提供する BDS/カイゼンコンサルティングと成果 4 で提供する BDS/

		で提供する BDS/カイゼンコンサルティングとの区別をご教示ください。成果 2 とは関係がない場合、インパクト評価における支援・介入予算(BDS/カイゼンコンサルティング提供予算)は、直営専門家の活動経費あるいはローカルコストに含まれる(見積への計上不要)という理解でよろしいでしょうか。	カイゼンコンサルティングの内容が異なる可能性があります。成果 2 と異なるインパクト評価用の BDS/カイゼンコンサルティングを行う場合、支援・介入予算は定額計上の 4 インパクト評価(12,000 千円)から支出します。
9	p.14 「<直営専門家の役割>」	直営専門家の駐在都市は何処を予定していますでしょうか。	ドドマを予定しています。
10	p.20 「第 7 条 業務の概要 (4) ベースライン・エンドライン調査の実施」	ベースライン・エンドライン調査の対象企業(ショートリストされる支援対象パイロット組織を含む)は、フェーズ 1・2 における支援対象企業以外から選出することを想定されていますでしょうか。	ベースライン・エンドライン調査の対象企業は、フェーズ 1・2 における支援対象企業を含むことも考えられます。企業候補リストを踏まえ、関係官庁・機関、直営専門家との協議を経て決定します。
11	p.24「<成果 2>に関する活動 2-3」	活動 2-3 はパイロットに選定された組織に対して実施するものと理解しました。この啓発活動については、同組織での BDS/カイゼンの実施を前提に、トップマネジメントに伝えるべき内容を提案する理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通り、プロジェクトチームがパイロット組織での BDS/カイゼンの実施を前提に、トップマネジメントに伝えるべき内容を提案し、啓発活動を実施します。
12	p.27 「 3-11 MIIT/TKU, MTID が全国的な BDS/カイゼンアワードのプロモーションのための活動計画を策定する」 p.37 「(4) 定額計上について」	定額計上の項目に 4 回分の同アワード費用が記載されていますが、2023 年 6 月にプロジェクト開始し、初年度の BDS アワード開催はスケジュール的に難しいと思料します。 一方で、p. 27 より「検討の結果、BDS アワードを開催しない」という選択肢もあり得ると読み取れます。その場合は、当予算を用いて既存	BDS アワードを開催しないとの判断に至った場合は、必要によっては、カイゼンアワードを実施・支援することも考えられます。BDS アワード開催のための予算を他目的で活用するかは当機構との協議によって決定します。

		のカイゼンアワードを実施・支援するという考え方になりますでしょうか。	
13	p.29「第 8 条 報告書等 (1) 報告書等」	「業務進捗報告書 III」は業務開始から 3 年の提出となっている一方で、表内では「第 2 期業務計画書」や第 2 期の「ワーク・プラン」よりも前に現れています。実際の提出の順序は「第 2 期業務計画書」→第 2 期の「ワーク・プラン」→「業務進捗報告書 III」という理解でよいか念のため確認させてください。	ご理解のとおり、実際の提出の順序は「第 2 期業務計画書」→第 2 期の「ワーク・プラン」→「業務進捗報告書 III」となります。
14	p.29, 30「第 8 条 報告書等 (1) 報告書等」	全ての報告書は PDF 形式での納入との記載がございますが、プロジェクト事業完了報告書 (Project Completion Report) (公開)については、企画競争説明書に記載の和文・英文の部数を製本の上、納入するとの理解でよろしいでしょうか？	プロジェクト事業完了報告書 (Project Completion Report) (公開)については、PDF 形式での納入に加え、企画競争説明書に記載の和文・英文の部数を製本の上、納入ください。
15	p.37「定額計上について 3 インパクト評価投稿論文関係費」	この費目には、関係官庁・機関や再委託先が作成する記事や論文にかかる費用も含まれるでしょうか。また、直営専門家やアドバイザーが作成する記事・論文についても、プロジェクト経費として受注者が支払い・精算に対する責務を持つのでしょうか。	関係官庁・機関や再委託先が作成する記事や論文にかかる費用、直営専門家やアドバイザーが作成する記事・論文費用もプロジェクト経費として受注者が支払い・精算に対する責務を持つとご認識ください。
16	該当なし	タンザニアにおいて政府関係者を他都市等に呼ぶ場合、旅費・日当等が発生すると理解しています。旅費に関する最新の規定は 2015 年版という理解ですが、変更ありませんでしょうか。また、ザンジバル関係者も当該 2015 年版	現時点ではタンザニア事務所では、メインランド・ザンジバルともに 2015 年版レートを使用しています。新レート適用となった場合は、契約変更等での対応を想定しています。

		のレートを適用することになりますでしょうか。	
17	該当なし	現地および日本でセミナー等を開催する際の、コロナ対策に関する貴機構のルール(マスク着用義務、会場の制約等)があればご教示願います。	タンザニアでセミナー等を開催する場合のコロナ対策ルールとしてのマスク着用義務や会場の制約等はございません。日本でセミナー等を開催する場合も同様です。ただし、感染が大きく拡大している場合など、状況に応じてマスク着用の依頼を行うことがあり得ます。

以上